

2 法による救助の性格

(1) 応急救助

法による救助は災害に際し、食品その他の生活に欠くべからざる物の欠乏、住居の喪失、傷病等により生活の維持が困難な被災者に対する応急的一時的な救助であり、被災したことによる経済的損失への支援や、その後に行う災害復旧対策とは性格を異にするものである。

(2) 経済的要件

ア 法による救助は、資産又は金銭等の所有の有無にかかわらず、災害等により社会の混乱又は流通等の供給手段の途絶等により必要なもの等を得られないため行うものであるから、原則的には経済的な要件等は課されない。

ただし、資産又は金銭の有無等により、救助の必要性やその必要の度合いが異なる場合もあることから、結果として、経済的な要件が加味されたと同様になることもあり得る。

イ このような場合であっても、被災によりその状況が大きく変化することも考えられるので、単に被災前の状況によることなく、被災後の資産又は金銭の有無等を勘案して、その救助が現に必要か否か判断しなければならない。

(3) 住民・国籍要件

ア 法による救助は、現に災害により救助を要する状態の者に対して緊急的かつ一時的に行われるもので、当該市町村の住民であるか否かは問わない。したがって、国籍要件等も問われない。

イ 住民要件を問わないことから、住民以外の者であっても必要な救助は住民同様に行わなければならぬが、生活の根拠をその地域においているか否かによって、救助の程度に差が生じることもありうるので留意すること。

ウ 生活の根拠を被災地域以外におく者であれば生活の根拠をおく地域に戻れば一応の生活の維持が図られると考えられることから、被災地における必要な救助は行われなければならないが、その期間等は必要最小限とすること。

また、その者が、生活の根拠をおく地域においても生活に困窮する場合は、他法他施策で対応すること。

エ 不法滞在者等についても、通常は不法滞在者等であることを確認できないこと、国籍要件等は問わないこと、また法による救助は緊急的かつ一時的なものであることから、その者に行った救助も法による救助として差し支えないが、不法滞在者等であることが明らかになった時点で速やかに関係機関に通報し、その指示に従わなければならない。

3 法による救助を実施する災害

(1) 規模・定義

ア 法による救助は、災害の規模が個人の基本的生活権と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに行われるものである。

イ 法が一定程度以上の被害を対象としているのは、災害時の住民の救助は、災害対策基本法や地方自治法等により先ず市町村等が行うこととなっており、これにより十分な救助がなし難いときや被災者の保護が社会秩序の保全に重要である場合、国の責任において救助を実施することとなっているからである。

ウ 法で定める災害の定義は特段ないが、災害対策基本法に規定された災害の定義と概

ね同様になると考えられる。

- エ 南海トラフ地震臨時情報又は北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表され、避難所が開設され避難生活が継続すると見込まれる場合、又は、M 8.0 以上の南海トラフ地震発生後（半割れ後）の津波及びその後の大規模地震等発生に備え、避難生活を余儀なくされる場合（例えば、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、事前避難対象地域等において避難指示が出された場合）

【参考1】災害対策基本法（第2条第1項）

災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

【参考2】災害対策基本法施行令（第1条）

災害対策基本法第2条第1号の政令で定める原因是、放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故とする。

（2）災害が発生するおそれがある場合の適用条件等【法第2条第2項に基づく適用】

- ア 法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、その所管区域の都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（市町村には特別区を含み、指定都市については、市又は区若しくは総合区のいずれの地域も単位とすることができる。以下、同じ。）を単位に行うものである。
法の適用を行った場合には、速やかにその旨を公示すること。
- イ 法を適用するに当たっては、事前に内閣府と連絡調整を図ること。
- ウ 他の法律等の定めるところにより適切な対応がなされる場合は法による救助を行う必要はない。

【参考】

- 国の災害対策本部の設置については、例えば、特別警報級の勢力を維持した台風が上陸し、広域避難の実施の調整が必要となる場合など、自治体や関係機関との総合調整が必要となる場合が想定される。
- 国の災害対策本部が設置された場合には、都道府県知事等の判断により、災害救助法の適用が可能となることから、避難指示の発令状況等を踏まえ、避難所の供与等が必要な場合には躊躇なく適用の判断をすること。
- 上記の考え方については、以下の「施行通知（災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について）」で示しているので、参照すること。

災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について（令和3年5月10日付府政防第601号、消防災第60号）

（抜粋）

第一 災害対策基本法の一部改正関係

III 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置及び広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

1. 災害が発生するおそれがある段階における特定災害対策本部、非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の設置（法第23条の3、第24条及び第28条の2関係）

（1）規定を改正した趣旨

災害発生前であっても、国、地方公共団体、指定公共機関等が一体となって迅速に住民等の早期避難等の災害応急対策を実施できるよう、災害が発生するおそれ段階からこれら関係者との総合調整、指示等を行う国の災害対策本部を設置することとした。

なお、災害が発生するおそれ段階における国の災害対策本部の所管区域については、災害の発生のおそれのある区域が明らかな場合は都道府県単位で告示する。ただし、災害発生前においては、災害発生のおそれのある区域が時々刻々と変化する可能性があり、対象区域についてあらかじめ具体的に特定することは困難な場合、的確かつ柔軟に災害応急対策を行うことができるよう、「○○（自然現象の名称）によって被災するおそれのある都道府県」として告示することを想定している。

また、国から被災するおそれのある都道府県に対して、早期避難等の災害応急対策の検討、準備及び実施を行うよう個別に要請を行うことも想定している。

第二 災害救助法の一部改正関係

1. 災害が発生するおそれがある段階での救助法による救助（救助法第1条から第2条の3まで、第4条、第11条、第13条、第17条及び第30条関係）

（2）災害が発生するおそれがある段階での救助法の適用について

救助法による救助は、大規模な災害が発生するおそれがある段階において、国が法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行われるものであり、具体的な適用の流れは次のとおりである。

- ・ 気象庁より特別警報を発表するような台風が上陸する予報が出され、その進路や進路上の地域の状況等から大規模な災害が発生するおそれがある場合であって、多数の者の避難の実施の調整が必要となるなど、地方公共団体、関係機関との総合調整が必要となる場合において、国が地域の状況や予想される被害の程度等を総合的に勘案して、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部のいずれかの災害対策本部を設置する。
- ・ IIIの1. により、国の災害対策本部の所管区域となる都道府県知事等は、管内市町村における避難指示等の発令状況や避難の実施の必要性等を踏まえ、避難所の供与等の救助を必要とすると判断した場合には、救助法の適用を行う。

なお、救助法を適用するに当たっては、事前に内閣府と連絡調整を図ること。